

令和5年3月20日

福 津 市 議 会

議長 高山 賢二 様

市民福祉委員会

委員長 米山 信

市民福祉委員会審査報告書

令和5年第2回福津市議会定例会において、本委員会に付託を受けておりました事件についての審査結果を、会議規則第110条により次のとおり報告いたします。

記

1. 審査経過

付託年月日 令和5年 2月20日

審査年月日 令和5年 2月27日

2. 出席者

委員 米山委員長、石田副委員長、井手口委員、榎本委員、中村清隆委員
執行部 横山市民部長、神山健康福祉部長、木原まちづくり推進室参事、吉村
人権政策課長、榊保険年金医療課長、中村こども課長、朝長いきいき
健康課長、安部行革推進係長、松尾人権啓発・市民相談係長、内兼久
医療係長、笹田保険年金係長、甲斐子育て支援係長、香田こどもの国
推進係長、石津健康づくり係長

◎議案第21号 福津市重度障がい者医療費の支給に関する条例を改正することについて

(1) 審査内容

主な質疑及び答弁

(質疑) 第2条1項の児童福祉法第11条第1項第2号の八の部分が削除された
ということは第2号すべてが今後対象になるという理解で良いか。

(答弁) お見込みのとおり、第2号全体を規定として引用することになる。

(2) 主な意見

なし

(3) 審査結果

本委員会では、全員賛成により原案のとおり可決すべきものと決定した。

◎議案第22号 福津市国民健康保険条例を改正することについて

(1) 審査内容

主な質疑及び答弁

(質疑) 近隣の産婦人科で医療費の平均はいくらぐらいかかるのか。

(答弁) 今年度の請求額を見ると、大体40万円から54万円までの幅があり、平均で大体48万円くらいと考えている。

(2) 主な意見

なし

(3) 審査結果

本委員会では、全員賛成により原案のとおり可決すべきものと決定した。

◎議案第23号 福津市国民健康保険税条例を改正することについて

(1) 審査内容

主な質疑及び答弁

(質疑) 令和4年度と比較して対象世帯数と増額になる税金はどの程度見込まれるのか。

(答弁) 試算ではあるが、現行上限額の20万円を超えている世帯は143世帯あり、22万円を算定すると102世帯に減る。保険税は増になるため、税金は240万9,100円の増額となる。

(2) 主な意見

なし

(3) 審査結果

本委員会では、全員賛成により原案のとおり可決すべきものと決定した。

◎議案第24号 福津市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例を改正することについて

(1) 審査内容

主な質疑及び答弁

(質疑) 本条例新旧対照表による第27条濫用禁止にかかる条文が削除された理由について、詳しく説明を求める。

(答弁) 民法の懲戒権の規定が児童虐待の理由となることがあるのではないかと議論されており、このことから国の法律から懲戒権の規定をなくす改正がされたことによるものである。

(2) 主な意見

なし

(3) 審査結果

本委員会では、全員賛成により原案のとおり可決すべきものと決定した。

◎議案第25号 福津市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例を改正することについて

(1) 審査内容

主な質疑及び答弁

(質疑) 本条例規定の安全計画の策定について、行政に提出する義務はあるのか。

(答弁) 提出する義務はないが、毎年定例監査で保育所に確認するため、事前書類として提出を求めることはありうる。

(質疑) 安全計画の策定について、他の自治体ではマニュアルやチェックリストを作成していると認識しているが、本市はどう考えているのか。

(答弁) 市独自のチェックリストは今のところ作成していない。安全基準に関しては、全国的に基準をしっかりと定めていく動きがあるので、各事業所が安全計画を策定する支援をしていきたい。

(2) 主な意見

なし

(3) 審査結果

本委員会では、全員賛成により原案のとおり可決すべきものと決定した。

◎議案第26号 福津市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例を改正することについて

(1) 審査内容

主な質疑及び答弁

(質疑) 第12条で想定されている非常災害の発生時は、子どもを学童に預けている保護者が、交通が遮断されて帰ってこられない場合も想定されるが、防災計画との関連性はどのようになっているのか。

(答弁) 防災計画においてハザードマップの対象地域に近いような、上西郷小学校学童保育所等については、策定した避難計画を防災安全課に提出させている。

(2) 主な意見

なし

(3) 審査結果

本委員会では、全員賛成により原案のとおり可決すべきものと決定した。

◎議案第27号 福津市健康福祉総合センター条例を改正することについて

(1) 審査内容

主な質疑及び答弁

(質疑) 公共施設使用料設定に係る基本方針で、負担率がAからGまで区分されているが、健康福祉総合センターはなぜCに区分されたのか。

(答弁) 健康福祉総合センター及び福間会館に関しては、特に地域活動や市民活動の活性化につながる施設として、利用者負担率50%のCに区分している。

(2) 主な意見

(反対) 公共施設使用料設定に係る基本方針の性質別分類ごとの施設の負担率について、基準の内容が不明瞭であるので反対する。

(3) 審査結果

本委員会では、賛成多数により原案のとおり可決すべきものと決定した。

◎議案第28号 福津市立福間会館条例を改正することについて

(1) 審査内容

主な質疑及び答弁

(質疑) 令和4年9月定例会では、大ホールに関しては施設使用料1時間当たり880円の議案が提出され、これは否決されている。今回の料金は二分の一の440円。これは基本方針にある、使用料の改定率の上限である200%を適用したということで良いか。

(答弁) お見込みの通り、上限200%ということで440円である。福間会館については、運営に関して県の補助を受けているので、運営補助に関しては経費から差し引くべきと考え、今回は運営経費を差し引いた分も含めて下がっている。

(2) 主な意見

(反対) 性質別分類ごとの施設の負担率について、区分の判断が明確でないこと、また正確な情報を審議会に提出せずに進めていたと受け取れるため、反対する。

(3) 審査結果

本委員会では、賛成多数により原案のとおり可決すべきものと決定した。